

2.4 政府、自治体の除染体制

(1) 政府、自治体による除染

除染の実施体制

政府は年間追加被ばく線量を 1 mSv まで低減することを長期的な目標とし、このためには宅地、農地ばかりでなくその他の広域的な生活圏等（公共施設、道路、森林の一部等）の除染が必要となった。2011 年度には、内閣府が主体となって除染モデル事業を日本原子力研究開発機構に委託して実施し、宅地等における除染技術の評価を行った。また、特措法にて除染や福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質で汚染した廃棄物の取扱いに関する制度や基準等を制定した。これを踏まえて福島第一発電所サイト外については環境省が所管となり、同省が統括して環境修復を実施することとなった。

また、特措法に基づいて、比較的汚染濃度が高い地域（旧警戒区域と旧計画的避難区域）及び福島県内の 11 市町村を「除染特別地域」として、また比較的低いところを「汚染状況重点調査区域」として、福島県内を中心に 8 県 101 市町村を指定した（2012 年 12 月 24 日）。前者は国直轄で除染を行い、後者で年間追加被ばく線量が 1 mSv を超えるところは市町村が除染を行うこととされた（但し、「国、都道府県、市町村及び環境省令で定める者が管理する土地並びにこれに存する工作物等にあつては、国、都道府県、市町村及び環境省令で定める者が除染等の措置等を行う、また農地は市町村の要請により都道府県が除染等の措置等を行うことができる」としている）。このため、環境省は 2012 年 1 月 1 日に環境省福島環境再生事務所を設置して、直轄地の除染計画の策定と除染事業、市町村の除染計画の作成等への協力を行っている。

除染計画の策定

直轄地の除染について、環境省は対象区域を年間追加被ばく線量に応じて 3 つに分けて除染を実施する計画を示している（2.3 項参照）。そのため、環境省は新たな避難指示区域ごとの除染工程表を策定して、避難指示解除準備区域では 2012 年第 1 四半期から宅地の本格的な除染を実施、あるいは計画している（学校、役場等公共施設では除染をモデル事業として実施しているケースが多い）。また、各市町村が実施する汚染状況重点調査地域では、該当する市町村は汚染の実情や実現可能性を踏まえて、特措法に基づいて除染計画を策定するとともに、それに基づいた除染実施計画を策定している。この除染実施計画の実施に当たっては、環境省が 2011 年 12 月に公表した除染関係ガイドラインに沿って、そこに記載された除染方法から適切な方法を選定することになっている（2.2 項参照）。ガイドラインには汚染箇所の調査方法（測定点の決定方法、測定法）や建物など工作物の除染等の措置について、屋根、雨樋・側溝、外壁、庭木、柵・塀、ベンチや遊具等を対象として具体的な除染方法が記載されている。さらに、道路の除染等の措置について、側溝、舗装面、未舗装の道路等の除染方法について記載されている。また、土壌の除染等の措置について、校庭や園庭、公園、農用地の除染方法について記載されているとともに、草木の除染等の措置について、芝地、街路樹など生活圏の樹木、森林等の除染についても具体的な方法が記

載されている。

汚染状況重点調査地域の除染では市町村により進展が大きく異なっているのが現状であり，進展には現場保管場所の確保及び汚染物の仮置き場の設置が必要であり，地域住民の理解とコンセンサスが欠かせない。

(2) まとめと今後の課題

- ・ 事故後 2011 年は除染に対する実質的な対応が統一されていなかったが，特措法の制定とそれに基づく環境省福島環境再生事務所の設置により，各省庁で所管する対象物については統一された方針が示されている。一方，宅地，農用地，道路等の除染が個別に実施されるなど，一定の区画が総合的に除染されていない状況がある。今後，省庁間の連携を強めて地域の総合的な除染を行うことが，効率的な線量の低減には必要である。
- ・ 直轄地域における除染は福島環境省再生事務所の直接管理により行われるが，市町村が実施する除染では，その地域の特性に合った除染法，廃棄物管理等が合理的である。そのため，当初の方針や採用する技術を変更することがより効果的な場合があり，今後，市町村の裁量も含め地域の状況にあわせて柔軟に除染ができるよう，現場に近い所で速やかに意思決定をすることが求められる。
- ・ 除染の実施には仮置き場の確保が不可欠であり，国，県及び市町村ができるだけ地域住民の要望を聞き，仮置き場に対する不安を払しょくするような努力を払うことが求められる。
- ・ 仮置き場の設置を困難にしている一つの理由として，3年後には中間貯蔵施設への引き取りの確約の実現性への不安があるため，政府は中間貯蔵施設受け入れに関して，地域住民や関係者の理解とコンセンサスを得ることができるよう最大限の努力を払うべきである。
- ・ さらに，国，県及び市町村，原子力関係者，事業者などは汚染地域の除染が速やかに効率的に進められるよう協力を進め，地域住民との協力のもとに確かな除染作業が行われることが望まれる。